

※協会のうごき

R 7年 2月

- 6日 第53回秋田県工業系高校生による建築設計作品コンクール審査会(花田専務理事出席)
- 8日 同上表彰式(花田専務理事出席)
- 12日 技術委員会BIM推進担当部会
- 13日 「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」全体委員会(東京・原田理事出席)
- 18日 理事会



R 7年 3月(予定)

- 4日 中央支部理事会
- 5日 自民党建築設計議員連盟・日事連常任理事会政研通常総会(村田会長出席東京)  
広報委員会秋田の住宅コンクール担当部会
- 15日 建築士会東北ブロック会青年建築士会連絡協議会第14回東北ブロック青年あきた大会(村田会長出席)
- 17日 (公財)秋田県木材加工推進機構理事会(村田会長出席能代市)
- 24日 日事連理事会(村田会長出席東京)
- 26日 理事会



第6回 理事会報告

- ◎日時 令和7年2月18日(火)13:30~
- ◎会場 東カンビル 協会事務室
- ◎出席 理事12名

◆報告事項

- ①日事連関係報告(常任理事会・全国会長会議・北東ブロック協議会会長会議・教育情報委員会)
- ②BIMソフト研修会報告
- ③第52回秋田県工業系高校生による建築設計作品コンクール報告
- ④建築士定期講習会報告
- ⑤「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」全体委員会報告
- ⑥委員会報告(BIM推進担当部会・広報あきた杉担当部会・賛助・協力・耐震診断)

◆協議事項

- ①令和6年度収支計算書・事業(見込み)について
- ②支部事業について
- ③会費の値上げについて
- ④令和7年度収支予算書(案)について
- ⑤会員の異動について

2025年度の建築士事務所賠償責任保険(建賠保険)の募集開始について

(一社)日本建築士事務所協会連合会

このたび、2025年度の建賠保険の募集を開始いたします。今回は、本年4月の法改正を踏まえたオプション特約補填拡充支払限度額の見直し等、制度改定を実施いたしました。

1. 保険制度改定の概要

- (1)オプションプラン「法令基準未達補償」の改定  
本年4月の法改正を踏まえ、省エネ基準適合業務について、全ての適合業務を補償対象とします。また、支払限度額の上限を基本補償プラン支払い限度額の10%から20%に増額します。
- (2)オプションプラン「構造基準未達補償」の改定  
本年4月の法改正を踏まえ、新2号・新3号建築物も補償対象とします。また、支払限度額の上限を基本補償プラン支払い限度額の15%から30%に増額します。
- (3)オプションプラン「建物調査業務補償」の補填拡充  
高額賠償リスクに十分に備えられるよう、支払限度額を5千万円から1億円に増額します。  
※詳細は当協会HPをご覧ください。

令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

秋田県建設部長

令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について、国土交通省の「令和7年度 設計業務委託等技術者単価について」により、通知がありました。新たに適用する設計業務委託等技術者単価は、令和7年2月以前の単価に比して全職種平均で5.7%程度上昇しています。つきましては、国土交通省の「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について、及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和7年3月から適用する公共工事労務単価について」の決定に関連する建設コンサルタント業務等における入札契約手続等の処理方針についてによる通知踏まえ、県としての特例措置について定めたのでお知らせします。

- 1 方針  
公共事業の積算は、できる限りの市場の実勢を適切に反映して作成されなければならない、積算に早期に適用する必要がある。
- 2 対応  
令和7年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、予定価格の積算に当たって旧技術者単価及び旧労務単価(※)を適用としたものについては、次の方式により算出された業務委託に契約を変更するものとする。  
※旧労務単価：令和7年2月以前に適用している公共工事設計労務単価

変更後の業務委託料 = P新 × k

この式においてP新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。  
P新：新技術者単価、新労務単価(※)及び当初契約時点の物価により積算された予定価格  
k：当初契約の落札率  
※新労務単価：令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 3 積算方法  
○当初設計書の単価使用年月を、当初契約日の属する月に変更してP新を算出する。
- 4 手続き方法  
○業務打合簿で特例措置に係る協議を行う。この際、特例措置に基づく概算額を明記する。  
※通常の業務打ち合わせ・協議記録簿は、作成者が受注者となっているため、様式を今回の特例措置に合わせた内容としている。  
○上記業務打合簿を取り交わした後、契約事項第18条により通知し、変更契約する。  
※業務委託の場合は、土木と建築・営繕の違いは無し。

★詳細は当協会HPに掲載しております。

令和7年度建築士定期講習第1期

令和7年6月4日(水)秋田テルサ開催予定